

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則（平成10年3月規則第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料等の額) 第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める実費に相当する額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の8割相当額とする。ただし、 <u>別表</u> に定める使用料及び手数料については、同表に定めるところによる。	(使用料等の額) 第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める実費に相当する額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の8割相当額とする。ただし、 <u>別表第1</u> に定める使用料及び手数料については、同表に定めるところによる。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の</u>

(使用料等の減免)

第4条 [略]

2 条例第6条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長が定めるところによりその旨を申請しなければならない。ただし、市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

別表(第2条関係)

種類	使用料等の額	備考
健康診査料	1,000円	
[略]	[略]	[略]

規定により難しい手数料については、別表第2に定めるところによる。

(使用料等の減免)

第4条 [略]

2 条例第6条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、様式による使用料等減免申請書を市長に提出しなければならない。

別表第1(第2条関係)

種類	使用料等の額	備考	
接種料	急性灰白髄炎	4,000円	保健所が海外に渡航する者に対して実施する予防接種及び市長が特に必要があると認めて行う予防接種に限る。
	破傷風	500円	
	BCG	380円	
健康診査料		1,000円	
[略]	[略]	[略]	[略]

口腔がん検診料	500円
---------	------

文書料（診断書に限る。）	1,000円	一の文書に2人以上の者を列記したものについては、1人ごとに1,000円を徴収する。
--------------	--------	---

別表第2（第2条関係）

種類		手数料の額	備考
水質検査	飲料適否 理化学検査	4,000円	北区及び西区内における未給水地区の井水検査については、当該額の2分の1相当額とする。
	飲料適否 細菌検査	2,000円	

様式を削除する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。